

群馬マスタース陸上競技連盟規約

<第1章 総則>

(名称)

第1条 この会は、群馬マスタース陸上競技連盟（以下「連盟」という）と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、理事長宅に置く。

<第2章 目的及び事業>

(目的)

第3条 本連盟は、マスタース陸上競技を通して中高年齢者の陸上競技の普及と振興を図り、生涯スポーツを基盤とした県民の健康づくり運動や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 財団法人日本マスタース陸上競技連合（以下「連合」という）へ加盟する。
- (2) マスタース陸上競技の県大会及び他の競技会を開催する。
- (3) マスタース陸上競技の全国大会及び地域大会等に参加する代表者を選定する。
- (4) マスタース陸上競技の年齢別記録の公認申請をすること。
- (5) マスタース陸上競技の普及促進、指導に関すること。
- (6) マスタース陸上競技の講習会の開催及び指導者の養成に関すること。
- (7) マスタース陸上競技の地域組織づくりに関すること。
- (8) マスタース陸上競技の広報活動に関すること。
- (9) マスタース陸上競技の女子会員の普及促進に関すること。
- (10) 本連盟の登録会員の表彰に関すること。
- (11) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

<第3章 会員>

(登録会員)

第5条 本連盟は、目的に賛同する男子、女子共に満18歳以上の健康な陸上競技の愛好者で組織し、連盟に登録手続きを済ませた者を連盟の登録会員とする。

2 登録会員は、別に定める会費を納入しなくてはならない。

(クラブ組織)

第6条 本連盟の会員は、県内の各地域に原則として会員10名以上で組織されたクラブで成り立ち何れかのクラブに所属しなくてはならない。

2 クラブ責任者は、クラブの代表者又は事務局長とし連盟の理事として委託される。

(賛助会員)

第7条 本連盟の主旨に賛同して経済援助をする個人、団体とする。

2 賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

<第4章 役員>

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | |
|------|-------|--|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 8名 |
| (3) | 理 事 長 | 1名 |
| (4) | 副理事長 | 1名 |
| (5) | 常務理事 | 20名以内(会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、
専門委員長及び会長指名者) |
| (6) | 理 事 | 各クラブ責任者 |
| (7) | 事務局員 | 若干名(事務局長を含む) |
| (8) | 監 事 | 2名 |
| (9) | 顧 問 | 若干名 |
| (10) | 参 与 | 若干名 |

(事務局)

第9条 本連盟にその事務を処理するために事務局を設け、事務局長はその他必要な事務局員を置くことができる。

2 本連盟の普及促進を図るため、会員の中で会長指名による推進協力員を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、次の各号の中から選任する。

- (1) 各クラブ責任者(理事)
- (2) 会長、副会長、理事長及び監事は、理事会の推薦で決まる。
- (3) 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- (4) 前項によって選任された理事が、会長、常務理事又は監事に就任したときは、そのものの属している団体からこれに代わる理事を選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を総括し、常務理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐すると共に各専門委員会の報告を受け、又助言をし、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき業務を遂行し、副理事長は、これを補佐する。
- 4 常務理事は、予算、決算及び事業等の重要事項を審議し承認する。
- 5 常務理事・理事は、本連盟の業務を議決し執行する。
- 6 監事は、連盟の財務等の状況を監査すると共に、会議に出席して意見を述べることができる。
- 7 事務局長は、財務、会計事務並びに予算、決算事務を執行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1期2年とし、理事長含む事務局は3期を目途とする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、規程による選出方法により欠員を補充し、その任期は現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4, **役員退任年齢は80歳とする**。

<第5章 会議>

(会議の種類)

第13条 本連盟の会議は、総会、常務理事会及び理事会とする。その他必要に応じて会議ができるものとする。

(総会)

第14条 総会は、毎年1回以上開き、会長が招集し議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 役員承認
 - (2) その他重要事項
- 2 総会の議事は、出席者の過半数の議決でこれを定め、緊急必要ある場合は、理事会を持ってこれに代えることができる。

(理事会)

第15条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、総務担当副会長が議長となり、本連盟の事業、予算、決算及びその他業務に関する事項を議決する。

- 2 理事会は、委任状を含め理事の3分の1以上の出席によって成立する。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決でこれを定め、可否同数の時は、議長が定める。
- 4 理事会は、総務担当副会長、理事長、副理事長、事務局長及び理事全員により構成する。

(常務理事会)

第16条 常務理事会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

- 2 理事会に提案する重要事項及び本連盟の業務全般に関する事項を審議承認する。
- 3 常務理事会は、委任状を含め常務理事の3分の1以上の出席によって成立する。
- 4 常務理事会の議事は、出席常務理事の過半数の議決でこれを定め、可否同数の時は、議長が定める。
- 5 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、専門委員長及び会長による指名者で構成する。

(議事録)

第17条 全ての会議には議事録を作成し、出席者の代表2名以上の署名押印のうえ保管する。

(議決事項)

第18条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他重要と認められる事項。

(専決処分)

第19条 緊急やむを得ない事情により、理事会を開くことができない時は、会長は前条の事項について決定し業務を遂行することができる。

- 2 前項の規程による処置について会長は、次の理事会において報告し、承認を得なければならない。

<第6章 専門委員会>

(専門委員会)

第20条 本連盟に、事業に関する調査研究並びに事業執行のために次の専門委員会を置き、運営に関しては別に定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) ロード委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 女子委員会
- (8) 強化普及委員会

<第7章 会計>

(会計)

第21条 本連盟の運営は、会員の会費、寄附金、賛助会費、協賛広告及びその他の収入をもつてこれに充てる。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

<第8章 補則>

(補則)

第23条 この規約は、理事会の承認を得なければ変更することができない。

第24条 この規則を補完するために、規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

設立年月日 昭和57年5月5日

制定 昭和57年5月5日

一部改正 昭和60年5月26日

一部改正 平成元年6月18日

一部改正 平成3年6月16日

一部改正 平成12年1月1日 一部改正と規程の新設

一部改正 平成14年1月1日 第7条の一部改正(参与を加える)

一部改正 平成15年5月15日 NPO法人設立の為定款に移行

一部改正 平成21年1月20日 NPO法人解散により廃止

一部改正 平成24年1月1日

一部改正 平成29年1月1日

一部改正 令和5年4月1日